

亀山市公告第38号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、次の予算の要領を公表する。

なお、当該要領は省略し、亀山市総務財政部財務課財政行革グループに備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和8年6月24日

亀山市長 櫻井義之

- （1）令和8年度亀山市一般会計補正予算（第1号）
- （2）令和8年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）